

令和3年度建設工事特命随意契約の内容に関する事項

No.	契約番号	工事名	工事場所	業種	契約の相手方		概要	契約金額	工期	随意契約理由
					商号または名称	住所				
1	令和3年度第1-9号	草津市営火葬場火葬炉修繕(その1)	草津市東草津四丁目	機械器具	邦英商興株式会社	名古屋市北区志賀町一丁目18番	<ul style="list-style-type: none"> ・火葬炉(1・2・3号炉)の火格子耐火煉瓦の積替え ・炉内台車修繕 ・補助排風機修繕 ・燃烧用空気送風機設備修繕 ・バーナー部品交換修繕 ・温度測定用熱電対修繕 	7,986,000 円	令和3年6月28日 ~ 令和3年9月30日	<p>草津市営火葬場は竣工から30年以上経過しており、定期点検による維持修繕および計画的な消耗機材の取替え等により安全を確保し、日々の火葬業務が滞りなく遂行できるように努めている。</p> <p>火葬炉に使用されている各部品は、一般向けに販売されていないオーダーメイド品であり、特に火葬炉内の耐火煉瓦は、品質改良や実験を繰り返し、本市の火葬炉専用に製造されている物である。</p> <p>その図面や製造方法は、耐火煉瓦製造業者と見積依頼業者のみが保有しており、耐火煉瓦の他社への供給は行っておらず、本市の火葬炉規格に合わない煉瓦を使用すると、既存煉瓦から連鎖して火葬炉本体が崩壊し、火葬業務の停止につながるおそれがある。</p> <p>また、本修繕は、既設の設備や関連機器と密接に関わっており、本修繕を行う者は本市の火葬設備全体を詳細に把握している必要がある。</p> <p>以上の要件を満たすのは、火葬炉や部品の図面等の技術的資料を所持し、火葬設備や設置当初の知識を十分に有する見積依頼業者のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、特命随意契約を行う。</p>
2	令和3年度第1-13号	北山田浄水場脱水機整備工事	草津市北山田町	機械器具	石垣メンテナンス株式会社 大阪支店	大阪市淀川区宮原3丁目3番31号	ケーキホッパーおよびコンベアの部品取替発生材処分	6,820,000 円	令和3年8月6日 ~ 令和4年2月28日	<p>石垣メンテナンス株式会社は、当該脱水機の製造メーカーである株式会社石垣のメンテナンス専門業者であり、当該作業を確実に実施できる唯一の業者であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、特命随意契約を行う。</p>
3	令和3年度第1-21号	総合体育館大屋根固定ボルトキャップシーリング修繕	草津市下笠町	防水	ゆうあい建設株式会社	草津市志那町733番地5	草津市立総合体育館の雨漏れを早急に解消するため、大屋根固定ボルトキャップ(約155mの範囲)についてシーリング修繕を行うもの。	1,364,000円	令和3年8月12日 ~ 令和3年9月17日	<p>総合体育館では劣化による雨漏れが発生しており、令和2年度にトプライト部分からの雨漏れ箇所が多く見受けられたことから、トプライト固定ボルト周囲等のシーリングの増打ちの保守修繕を実施しているが、保守修繕を実施した別の箇所において、再び雨漏れが広範囲に発生している状況である。</p> <p>台風シーズンが差し迫る中、当該施設が広域避難所に指定されていることも鑑み、早急な対応が必要な状況であることから、直近の工事で当該施設の状況を熟知しており、緊急対応が可能な当該業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、特命随意契約を行う。</p>

No.	契約番号	工事名	工事場所	業種	契約の相手方		概要	契約金額	工期	随意契約理由
					商号または名称	住所				
4	令和3年度 第1-33号	草津市営火葬場火葬炉修繕(その2)	草津市東草津四丁目	機械器具	邦英商興株式会社	名古屋市北区志賀町一丁目18番	①火葬炉の火格子耐火煉瓦の積替え(1・2号炉) ②台車耐火材の打替え ③火葬炉の耐火材全体積替え(3号炉)	8,239,000 円	令和3年11月15日 ~ 令和4年2月28日	<p>草津市営火葬場は竣工から30年以上経過しており、定期点検による維持修繕および計画的な消耗機材の取替え等により安全を確保し、日々の火葬業務が滞りなく遂行できるように努めている。</p> <p>火葬炉に使用されている各部品は、一般向けに販売されていないオーダーメイド品であり、特に火葬炉内の耐火煉瓦は、品質改良や実験を繰り返し、本市の火葬炉専用に製造されている物である。</p> <p>その図面や製造方法は、耐火煉瓦製造業者と見積依頼業者のみが保有しており、耐火煉瓦の他社への供給は行っておらず、本市の火葬炉規格に合わない煉瓦を使用すると、既存煉瓦から連鎖して火葬炉本体が崩壊し、火葬業務の停止につながるおそれがある。</p> <p>また、本修繕は、既設の設備や関連機器と密接に関わっており、本修繕を行う者は本市の火葬設備全体を詳細に把握している必要がある。</p> <p>以上の要件を満たすのは、火葬炉や部品の図面等の技術的資料を所持し、火葬設備や設置当初の知識を十分に有する見積依頼業者のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、特命随意契約を行う。</p>
5	令和3年度 第1-34号	2段取水ポンプ場2号ポンプ整備工事	草津市野路一丁目	浄水場施設	石垣メンテナンス株式会社 大阪支店	大阪市淀川区宮原三丁目3番31号	水中ポンプφ300mm、150kW×1台整備	33,000,000 円	令和4年1月5日 ~ 令和4年8月30日	<p>当該2段取水ポンプ場ポンプは、株式会社石垣製のポンプです。ポンプ構成部品は独自の部品であり製造及び調達、また、分解・組立についても組立要領を知る当該業者にしか施工することができないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、特命随意契約を行う。</p>
6	令和3年度 第1-38号	草公下南第三処理分区汚水維持補修工事	草津市追分南二丁目他	土木	草津市管工事協同組合	草津市草津3丁目10-19	開削工PRPφ200、L=25.3m、塩ビ小型人孔、N=3基	4,345,000 円	令和3年11月9日 ~ 令和4年1月11日	<p>土地所有者から年内中の対応の申し入れに対応しなければならぬことから、迅速な対応が求められている中で、これまで、このような対応等を何度も施工した実績があり、迅速な施工、技術の信頼性も高い草津市管工事協同組合と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、特命随意契約を行う。</p>

No.	契約番号	工事名	工事場所	業種	契約の相手方		概要	契約金額	工期	随意契約理由
					商号または名称	住所				
7	令和3年度 第1-52号	健康増進施設空調熱源設備改修工事	草津市野路一丁目	管	草津市管工事協同組合	草津市草津3丁目10-19	吸収冷水機機の改修	18,150,000 円	令和4年1月28日 ~ 令和4年9月30日	<p>フェリ工南草津(5階・6階)フロア全体の空調設備は、吸収式冷水機(3機)を熱源として室内の温度調整を行っているが、令和3年7月に6階(健康増進施設)系統の吸収式冷水機が故障したため、調査を実施した結果、高温再生機の故障が判明した。</p> <p>修繕方法については、高温再生機の交換では、運転の保証ができないことから、吸収式冷水機(1機)の更新工事の必要が生じたもの。</p> <p>現在、6階(健康増進施設)系統の熱源が故障しているため、応急措置として5階系統の吸収式冷水機とバイパス対応により室内の温度調整を行っているが、吸収式冷水機は全て同時期(H14)に導入しており、負荷を大きくしての運転により、故障する可能性が高い状況が続いている。</p> <p>現在稼働中の吸収式冷水機が故障した場合、5階の公共施設(市民交流プラザ、南草津図書館)や6階(健康増進施設)の室内の温度調節ができず、利用される市民の方々の健康被害に及ぶ危険性が高く、閉館の可能性が高くなる。</p> <p>また、健康増進施設は民間事業者が運営していることから、運営に必要不可欠な空調設備の故障は民間事業者の運営に多大な損失と影響を及ぼす危険性も高い状況となっている。</p> <p>以上のことから、施設の運営管理上非常に危険性が高まっており、一刻も早い機器の更新が求められることから、当該工事の緊急性を鑑み、市内管工事業者によって組織された草津市管工事協同組合を相手方とし地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定に基づき、特命随意契約を行う。</p>
8	令和3年度第1-53号	松原中学校揚水管改修工事	草津市下笠町	管	草津市管工事協同組合	草津市草津3丁目10-19	揚水管の改修に係る工事一式	1,796,850 円	令和3年12月24日 ~ 令和4年1月31日	<p>揚水管は高架水槽に供給する配管であり、高架水槽からトイレ・手洗いに水を供給している。</p> <p>当校内にある揚水管が経年劣化により破裂し、トイレ・手洗いが断水し、学校運営に支障をきたした。一刻も早い復旧が求められることから、市内管工事業者によって組織された草津市管工事協同組合と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、特命随意契約を行う。</p>
9	令和3年度 第1-58号	草津市役所3階委員会室他空調修繕工事	草津市草津三丁目	管	株式会社 TSエンジニアリング	京都市右京区西京極 大門町24-1	第1・2委員会室、第3特別会議室、全員協議会室の3系統の空調機本体入替修繕工事	9,900,000 円	令和4年3月4日 ~ 令和4年3月28日	<p>当該空調機は庁舎建設時より使用している物であり、交換すべく基盤の製造もすでに終了しており流通がなく、空調機本体(室内機・室外機)の更新をすることでしか復旧する術が無いことから、空調機本体の更新(交換)工事が必要となったものである。</p> <p>現状では、適切な室温管理が行えず議員をはじめ各委員会室や全員協議会室等を使用する者が体調不良を起こす可能性や、円滑な議事進行に影響を及ぼす可能性もあり、施設の安全衛生管理上も危険な状態でもあることから、緊急に機器の更新(交換)を行う必要がある中で、当該業者は当該空調設備の保守を庁舎維持管理業者を通じて過去より担っていることと、今回の空調故障時においても、保守の一時対応および故障の原因調査を行っている事から設備の現況を熟知しており、今回の工事に関しても対応可能であるとの回答を得ている事から、緊急対応が求められる状況を鑑み当該業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、特命随意契約を行う。</p>

No.	契約番号	工事名	工事場所	業種	契約の相手方		概要	契約金額	工期	随意契約理由
					商号または名称	住所				
10	令和3年度第1-61号	水生植物公園みずの森 污水管修繕	草津市下物町	管	草津市管工事協同組合	草津市草津3丁目10 -19	排水管修繕一式	1,336,500 円	令和4年3月25日 ~ 令和4年3月31日	水生植物公園みずの森ロータス館におけるトイレにおいて不具合が発生し、カメラ等により調査を行ったところ、屋内廊下下の排水管の破損が発覚した。 みずの森の屋内トイレは当該箇所のみであり、現在破損により使用禁止としているため、来園者は屋外トイレを利用いただいております。至急に修繕する必要があります。 以上のことから、施設の運営上、一刻も早い修繕が求められることから、当該修繕の緊急性を鑑み、市内管工事業者によって組織された草津市管工事協同組合を相手方とし地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、特命随意契約を行う。